



国土交通省  
平成29年12月18日

大臣官房会計課

## 平成30年度予算大臣折衝について

本で行われました平成30年度予算大臣折衝の結果について  
お知らせします。

### 【お問い合わせ先】

#### 道路局

企画課 企画専門官 田中

代表 03-5253-8111 (内線 37522)

直通 03-5253-8485

FAX 03-5253-1618

#### 自動車局

保障制度参事官室 課長補佐 櫻井

代表 03-5253-8111 (内線 41402)

直通 03-5253-8577

FAX 03-5253-1638

平成30年度予算  
大臣折衝結果

平成29年12月18日  
国土交通省

平成29年12月18日  
国土交通省

## 平成30年度予算大臣折衝の結果

○物流ネットワークの整備による生産性向上等の加  
速

認められた。

○一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

認められた。

## 物流ネットワークの整備による生産性向上等の加速

- 生産性向上等のストック効果が最大限発揮されるよう、全国物流ネットワークの核となる高速道路などの整備を加速することが重要。
- そのため、現下の低金利状況を活かし、財投を活用した圏央道や東海環状等の整備加速を要求。
- また、地方自治体による高速道路インターチェンジのアクセス道路の整備を計画的かつ重点的に支援する個別補助制度創設を要求。
- 折衝の結果、財務大臣より、要求どおり認められることとなった。

(参考) 財投活用による整備加速予定箇所

- 大都市圏環状道路等の整備加速による生産性の向上
  - ・ 圏央道 (久喜白岡 JCT ~ 大栄 JCT) (4車線化)  
: 平成 34 年度から順次供用見込み (平成 36 年度全線供用見込み)
  - ・ 圏央道 (大栄 JCT ~ 松尾横芝 IC)  
: 平成 36 年度供用見込み (用地取得等が順調な場合)
  - ・ 東海環状 (高富 IC ~ 大野・神戸 IC、北勢 IC ~ 大安 IC)  
: 平成 36 年度供用見込み (用地取得等が順調な場合)
  - ・ 東海環状 (美濃加茂 IC・SA ~ 土岐 JCT) (付加車線設置)  
: 平成 34 年度から順次供用見込み (平成 36 年度全線供用見込み)
- ※ 上記の他、暫定 2 車線で開通している高速道路 (一般国道) のうち、渋滞している区間の 4 車線化に取り組む。
- 橋梁の耐震強化対策の加速による安全・安心の確保
  - ・ 地震発生確率 26% 以上の地域の橋梁
  - ※ 今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率

# 物流ネットワークの整備による生産性向上等の加速①

○ 現下の低金利状況を活かし、財政投融資を活用して、①大都市圏環状道路等の整備加速による生産性の向上、②橋梁の耐震強化対策の加速による安全・安心の確保、を行う。

## 金利負担軽減の活用等

超長期(40年)・固定の  
財政融資1.5兆円の  
追加等

高速道路保有機構  
: 1兆円程度の  
金利負担の軽減  
⇒ 債務引受余力が増大

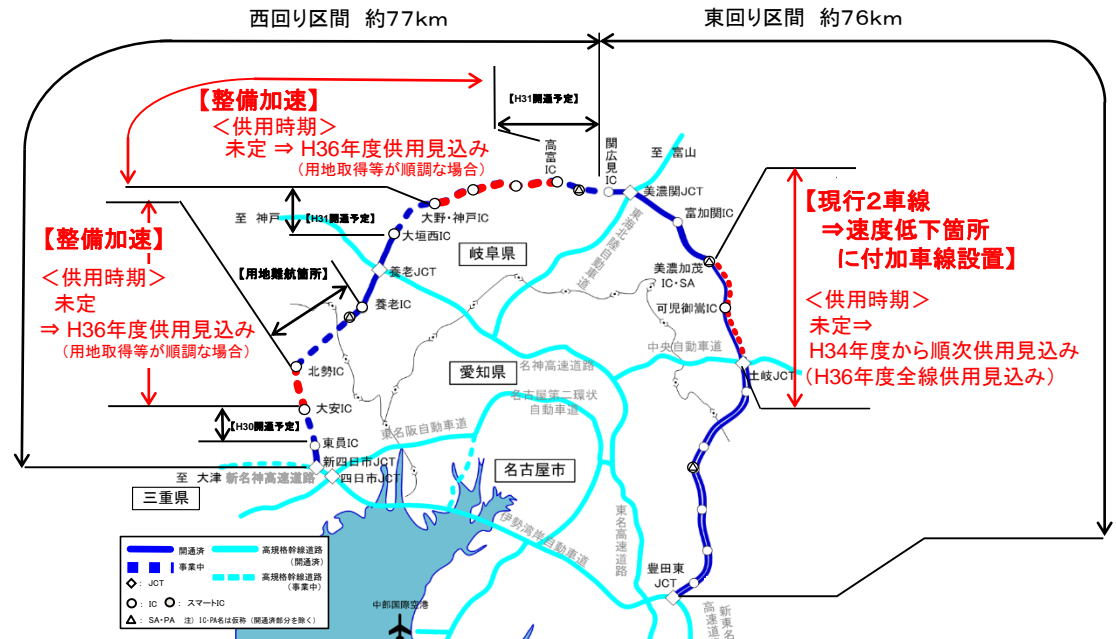
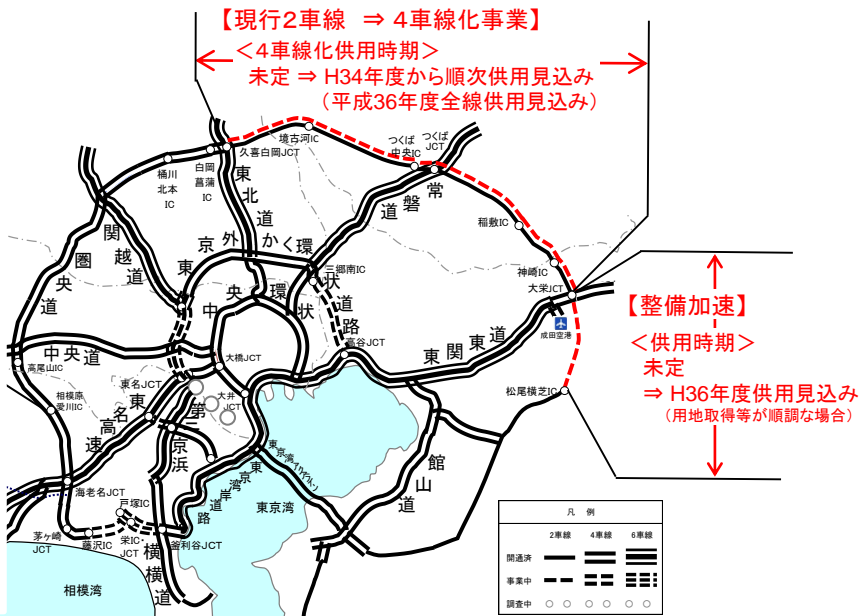
高速道路会社 : 投資余力が増大  
(財投活用による整備加速予定箇所)

- 圏央道・東海環状等の整備加速
  - ・ 圏央道(久喜白岡JCT~大栄JCT) 4車線化など
- 橋梁の耐震強化対策の加速
  - ・ 地震発生確率26%以上の地域の橋梁

※今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率

## 事業(例)

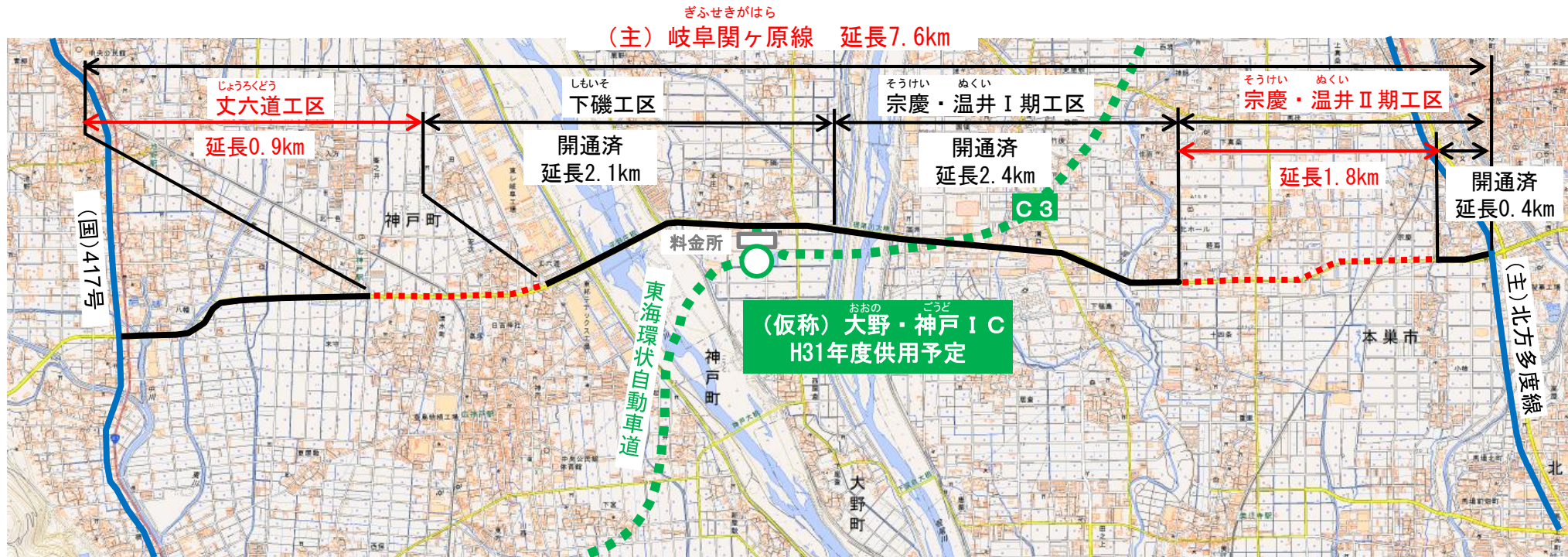
大型物流施設・国際空港等が立地する圏央道の整備加速 ⇒ 物流効率化と民間投資の誘発による生産性向上



## 物流ネットワークの整備による生産性向上等の加速②

- 高速道路(高規格幹線道路)インターチェンジの整備とあわせて行われる地方公共団体による当該インターチェンジへのアクセス道路の整備を、計画的かつ集中的に支援するための個別補助制度を創設する。

### <高速道路(高規格幹線道路)インターチェンジへのアクセス道路>



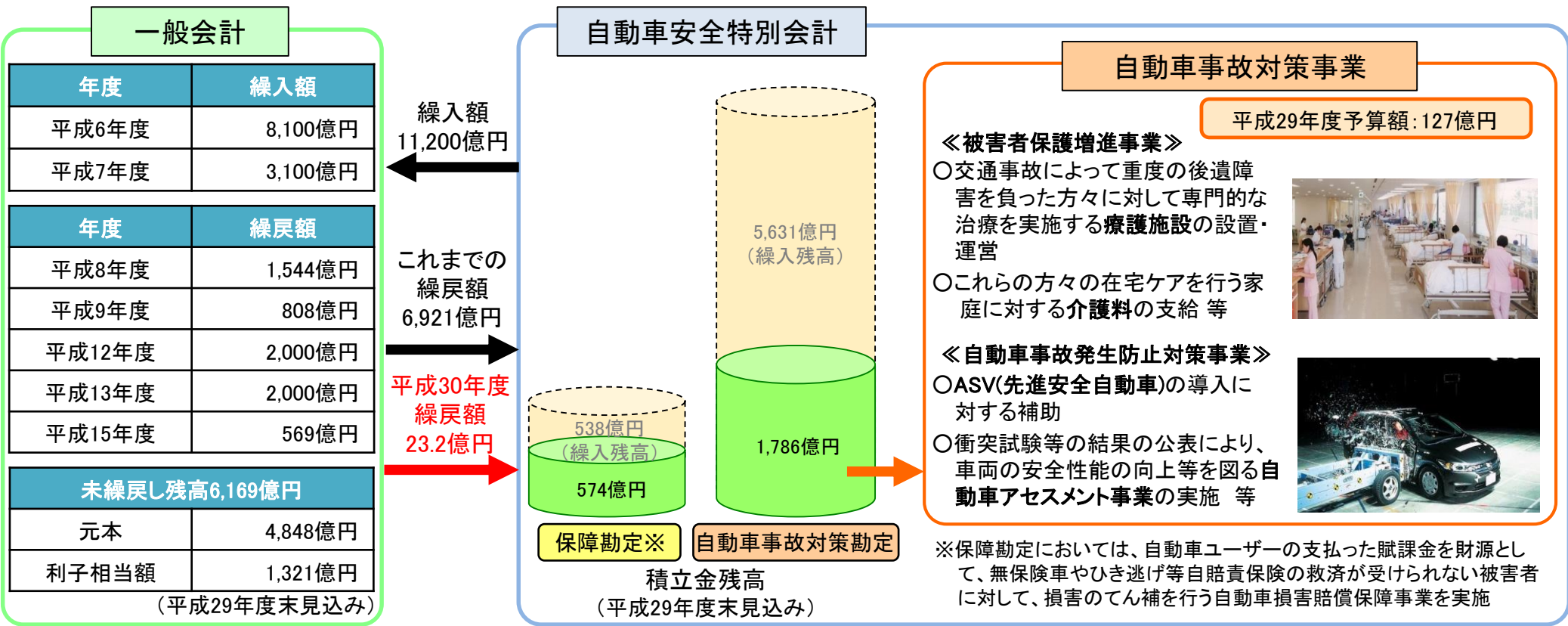
※開通時期が公表されている高速道路(高規格幹線道路)のインターチェンジから直近の幹線道路までの区間において、当該インターチェンジの整備にあわせて行うアクセス道路(1次以内)事業

## 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

- 平成6年度及び平成7年度に自動車損害賠償責任再保険特別会計（現・自動車安全特別会計）から一般会計に繰り入れられた繰入金  
金の残額については、財務大臣と国土交通大臣との間の覚書によ  
り、平成30年度までに一般会計から自動車安全特別会計に繰り  
戻すこととされている。
- このため、折衝においては、自動車安全特別会計における被害者  
保護増進事業等について所要の充実を行うとともに、これらの充  
実に必要な金額等を勘案し、平成30年度において一般会計から  
自動車安全特別会計に繰り戻すことを要求。
- 折衝の結果、被害者保護増進事業等について所要の充実を図る  
とともに、一般会計から自動車安全特別会計に23.2億円を繰り  
戻すことについて、財務大臣と合意した。

# 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

- 国土交通省では、自動車安全特別会計の積立金を財源として、被害者保護増進事業等を実施。
- 平成6年度及び平成7年度に、自動車損害賠償責任再保険特別会計(現・自動車安全特別会計)から一般会計に繰り入れた約1兆1,200億円について、これまでに6,921億円が繰り戻されたが、平成29年度末において6,169億円が繰り戻されていない。
- 法律や大臣間覚書に基づき、財務省及び国土交通省が毎年の繰戻しについて協議。現覚書で定められている期限は平成30年度。



- 平成30年度予算において、一般会計から自動車安全特別会計に23.2億円の繰戻しを実施。
- 平成30年度予算において、被害者保護増進事業等を充実(療護施設や短期入所協力施設等の拡充、介護者なき後を見すえた自動車事故被害者の生活支援の充実等)(平成29年度126.6億円→平成30年度137.1億円)。
- 大臣間覚書を更新し、返済期間を従来の7年から4年に短縮するとともに、「被害者等のニーズに応じて、被害者保護増進事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意」等の文言を新たに追加。